

第 142 回医療ビジネス研究会のご案内

今年の4月1日より働き方改革関連法(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)が施行され、労働基準法や労働安全衛生法など8本の労働法が改正されました。その背景には生産年齢人口の減少があるといわれています。日本ではピーク時(1995)には9,000万人近い生産年齢人口がありましたが、2013年には8,000万人に減少し、2027年には7,000万人、2051年には5,000万人に減少すると予測され、生産能力の低下、国力の低下が危惧されています。

女性や高齢者などを労働市場に参加させ「労働力を増やし」、「出生率を増やし」将来の労働力を確保し、「労働生産性を上げる」ことで労働力不足に対応しようとするものですが、そこには、長時間労働、男性正規社員の優遇、終身雇用(定年制)など、従来の日本的労働慣行の負の部分が大きな障害となっているようです。また、日本では有給休暇の取得がいまだに年間8日前後ですが、欧米の企業では病欠休暇とは別に数週間の有給休暇を享受するスタンダードが有ります。

国が豊かになり、個々人が自分らしく活躍できる「一億層活躍社会」は玉虫色のコンセプトではありますが、国の事情が見え隠れする状況や、グローバル化が進展してきた流れを振り返りますと遅きに失した感は否めません。国益が優先か、人々の幸せが優先か、議論は尽きませんが、事業者の視点からすると、経営を安定化させ組織の可能性を最大化させる絶好のチャンスではないでしょうか。

経済が成熟化し、グローバル化が進展した経営環境下、人材を安定的に確保し、従業員の潜在力を引出すことのできる組織が、競争優位を維持し長期的成長を可能とします。人手不足が深刻化する中、戦後の高度成長期のような大量生産・大量消費を目指す組織では限界があるようです。長時間労働等々、職場でのストレスが蓄積される事で心身に異常をきたし、治療や療養を要する状況が生じ、場合によっては復職が難しくなるなど、労働者のみならず事業者にとっても大きな痛手であります。

今回は産業医として活動され、厚生労働省で労働行政にも携われた朝長氏より卑近な事例を交え、効果的職場環境づくりに関し解説戴きます。単なる安全衛生対策といった消極的な対応ではなく、快適に働ける環境を積極的に整備する事が、結果として生産性を上げ、新たな価値を生み出す組織の活力にも繋がるようです。経営者の方はおもとより、管理職の方や人事に携わる方には是非ともお聞き頂きたい内容です。奮ってご参加頂くようご案内申し上げます。

2019年6月

特定非営利活動法人 医療事業再生機構

記

- テーマ:「戦略的働き方改革のすすめ」=産業医の視点から=
- 講師:朝長健太氏 医師、株式会社産業予防機構 代表取締役社長、独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 研究員、元厚生労働省医系技官
- 開催日時:2019年7月18日(木曜日)18:30~20:30

以上

※ 医療ビジネス研究会への参加は受講票が必要です。参加を希望される方は弊社 HP よりお申し込みください。